事務連絡

令和２年４月１７日

障害福祉サービス事業所等　管理者様

石川県健康福祉部障害保健福祉課

緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（再周知）

平素より本県の障害福祉サービスにご協力いただくとともに、各事業所におかれましては、日々新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応いただいていることに御礼申し上げます。

さて、昨日、新型コロナウイルス対策にかかる特別措置法（新型インフルエンザ等対策措置法）に基づき、政府対策本部長から全国の都道府県に対し緊急事態宣言（特別措置法第32条第1項第2号に指定）が発出されたところです。

緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等を含む社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。以下同じ。）における対応につきましては、令和２年４月７日付厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」で既にお知らせしてありますが、今後は当該通知の「１特措法第32条第1項第2号で指定された都道府県内における対応について」により対応していただくこととなります。

現時点で石川県では、特措法第45条に基づき社会福祉施設に対し施設の使用制限や利用停止に係る要請は行っておりませんが、事業所で検討の結果、サービスの提供の縮小や休業する場合は下記に留意していただきますようお願い申し上げます。

なお、通所又は短期期間の入所により利用されるもの以外の社会福祉施設における対応につきましては、これまでどおり感染予防に留意し、引き続きサービス提供を続けていただきますようお願い申し上げます。

また、障害児通所支援事業所においては、令和２年４月２日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」に基づき対応していただきますようお願い申し上げます。

記

１　サービスの提供を縮小する場合

市町と相談し、支援が必要な利用者に支援が提供されるよう利用者の居宅訪問や電話連絡等により支援を継続すること。

この場合は、通常通り事業所を利用したものとみなして報酬が算定できることから、事前に利用者への説明を行うこと。

２　休業する場合

市町や相談支援事業所等と連携し、利用者に対し丁寧な説明を行うこと。

また、特に支援が必要な利用者に対しては、市町や相談支援事業所を中心に、休業している事業所からの適切な代替えサービスを確保する必要を検討し、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

この場合も、通常どおり事業所を利用したものとみなして報酬が算定できることから事前に利用者への説明を行うこと。

３　臨時休業の状況報告について

　　　事業所を休業する場合は、従来からお願いしていますとおり別添の様式にて県（金沢市内の事業所等については金沢市）に報告を願います。

＜事務担当＞

石川県障害保健福祉課

企画推進グループ

自立支援グループ

Tel：076-225-1428